

受益者負担金地区説明会を 開催します

7月1日に、今年度の下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を決定する
公告を行いました。そこで、この負担金について説明会を行いますので、対
象者はご出席ください。

対象

対象者には、10月初旬に市から案
内通知と関係書類を送付します（次
ページ賦課対象区域内の土地所有者
など）。

日程

とき	ところ
10月 19日(水)	東部市民 プラザ
25日(火)	芸術文化 ホール
26日(水)	東部市民 プラザ

※時間は19時から約1
時間です。

受益者とは

負担金を納付していただく人です。
賦課対象区域内の土地所有者または
その土地に権利（地上権、質権、使
用貸借または賃貸借権）を持つ人の
いずれかで、申告により決定します。

受益者申告書などの提出

説明会終了後、受益者申告書など
を受け付けます。当日提出しない人
は11月25日(金)までに提出してくださ
い。

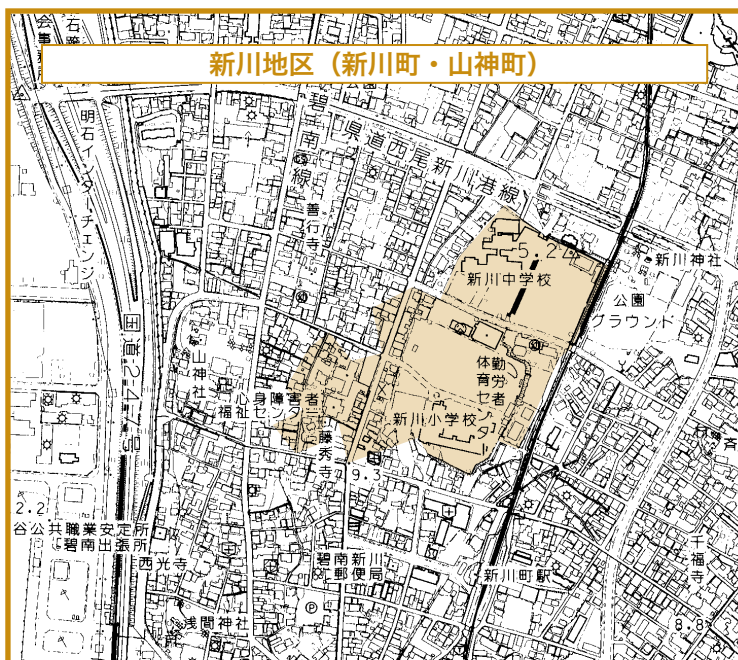
なお、申告書などの提出がない場
合は、不申告の取扱いになりますの
で、必ず期限までに提出してくださ
い。

受益者および 負担金額の決定

提出された申告書などに基づき、
受益者および負担金額を決定し、翌
年3月に決定通知書を送付します。

負担金の納付

平成28年度に負担金を決定した区
域については、29年6月より負担金
の納付をお願いします。

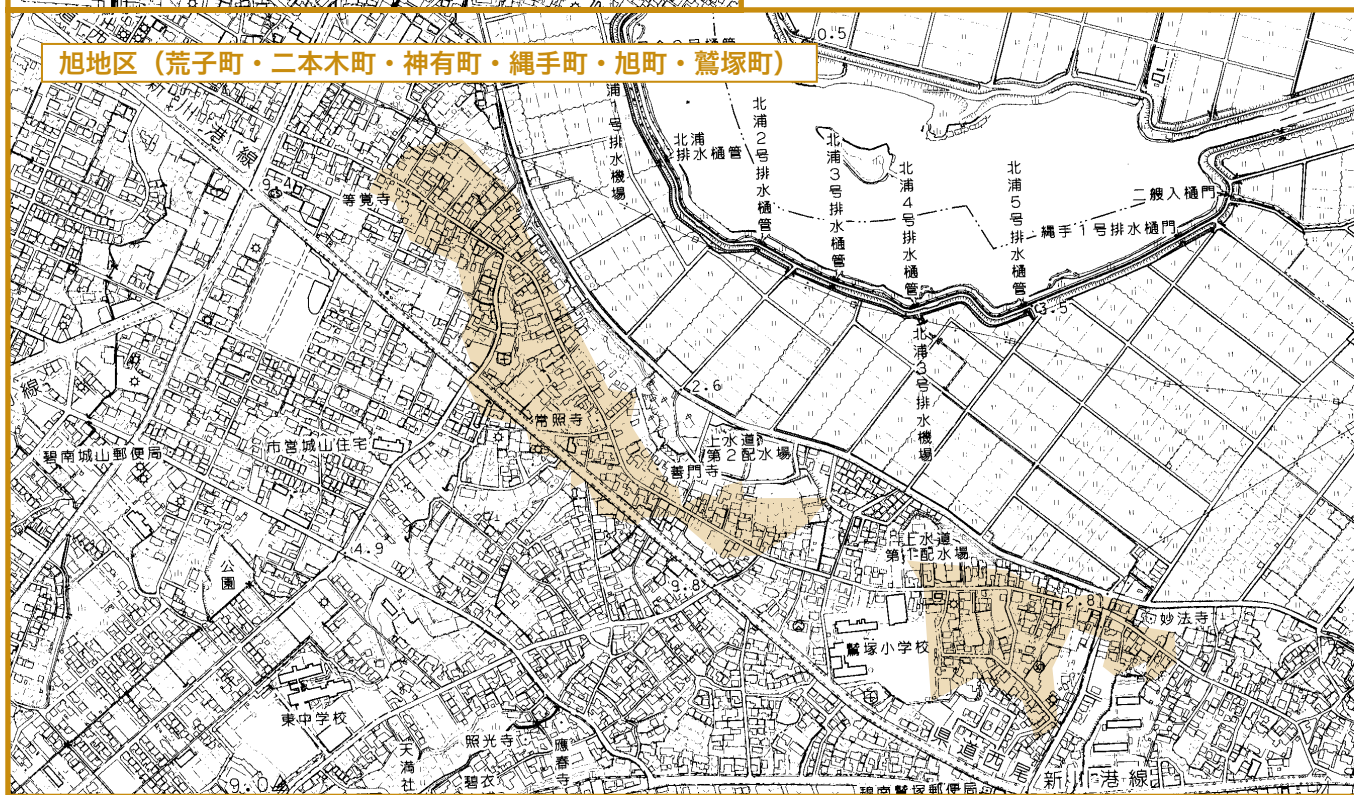


賦課対象区域図 (色塗り部分)

賦課対象区域

丁目の全部または一部が賦課対象
となる地域

新川町2丁目、山神町5・8丁目、
荒子町3・5・6丁目、二本木町1
～5丁目、神有町1・3・4丁目、
縄手町1丁目、旭町1～4丁目、鷺
塚町1・3丁目



公共下水道への 早期接続をお願いします

現在、市内全世帯の約72・5%に
当たる1万9千603世帯で下水道が利
用可能です。利用可能な地域を表し
た下水道使用区域図は、広報へきな
ん4月1日号と同時配布しています
ので、ご覧ください。

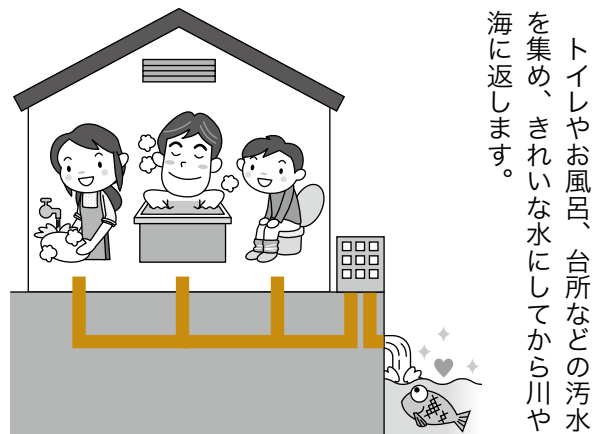
下水道のしくみ

下水道接続前



単独浄化槽は、トイレの汚水しか
処理しません。お風呂や台所などの
汚水は、そのまま川や海にたれ流し
になってしまいます。

下水道接続後



トイレやお風呂、台所などの汚水
を集め、きれいな水にしてから川や
海に返します。

私たちがお風呂やトイレ、炊事な
ど、生活のなかで使った汚れたまま
の水は、そのまま流すと悪臭や環境
破壊の原因となります。下水道使用
区域内に住んでいる人は、早期接続
をお願いします。

大切に使ってね、みんなの下水道

「野菜くずや髪の毛、油類を流さない」「酸性洗剤は使わない」などの
ルールを守らないと下水道施設を破損したり、処理機能を低下させてみ
んなが迷惑することになります。1人ひとりが注意して、大切に使用し
てください。



△ギョッピー